

市川市告示第178号

指定公金事務取扱者への公金事務（徴収事務）の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、市川市文学ミュージアム施設使用料及び物品売払代金の徴収を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名
株式会社キルト
代表取締役 矢代 順
- 2 住所又は事務所の所在地
市川市行徳駅前1丁目9番22号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
市川市文学ミュージアム施設使用料及び物品売払代金の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年4月1日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年7月1日 から 令和11年6月30日

市川市告示第 179 号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

市川市長 田中 甲

- 1 指 定 申 請 者 医療法人社団緑友会
- 2 事 業 所 名 グレースケア市川居宅介護支援事業所
- 3 事 業 所 所 在 地 千葉県市川市大町43番地3
- 4 指 定 ・ 指 定 更 新 年 月 日 令和8年7月1日
- 5 サ ー ビ ス の 種 類 居宅介護支援

市川市告示第180号

市川市入学準備金貸付金償還金に係る
公金事務（徴収）の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、市川市入学準備金貸付金償還金に係る徴収を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年7月1日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者名
弁護士法人 ライズ綜合法律事務所 代表社員 田中 泰雄
- 2 事務所の所在地
東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
入学準備金貸付金償還金の徴収
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 6年 7月 1日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 7月 1日 から 令和 9年 3月31日

地方自治法第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁団体に係る告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた次の地縁団体から、同条第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月1日

市川市長 田中 甲

1. 届出のあった認可地縁団体の名称及び事務所並びに代表者の氏名及び住所

名 称 大洲自治会

事務所 市川市大洲四丁目7番5番

代表者の氏名及び住所

氏 名 藤村 忠夫

住 所 市川市大洲二丁目2番21号

2. 前回告示した事項のうち変更のあった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者に 関する事項	市川市大洲二丁目11番15号 高木 徹郎	市川市大洲二丁目2番21号 藤村 忠夫